

ろ う き よ う

発行/労働者供給事業関連労働組合協議会
(略称 労供労組協)

発行人/ろうきょう編集委員会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F

電話 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265

派遣労働者にも必要な デイリーセント・ワーク

昨年二月七日(土)、NPO派遣ネット主催のシンポジウム「どうする派遣労働の未来 均等待遇と規制緩和を考える」が開かれ、緊急の企画にも係らず約六〇人の方々が参加しました。

パネラーは大脇雅子参議院議員・社民党、川橋幸子参議院議員・民主党、

中村善雄連合雇用労働局長、浜村彰法政大法学部教授「デイリーセンターは中野麻美NPO派遣ネット理事長。

いま厚生労働省は審議会(労働政策審議会民需部会)で派遣の規制緩和

をするために派遣法・職安法の見直し作業を急ピッチに進めています。これは小泉内閣がすすめている労働分野の規制緩和として総合規制改革会議で派遣の規制緩和が打ち出され、それに従って、今年の通常国会には法案を提出して、四月くらいまでには法改正を実現しようとしているためです。

一方で私たちは派遣スタッフの声を基に派遣法の改善を求めています。パネラーからはさまざま

な課題が提起されました。中村さんからは審議会の状況報告と連合のと



また、参加者からの会場発言では活発かつ深刻

話されました。

な問題が提起されました。派遣スタッフから「育児休業が取れない」「残業やノルマの負担が大きい」といった悲痛な声があげ

られた。さらに偽装請負が物の製造業務や自治体労働でひろく蔓延している実態が告発され

ました。製造業務の構内下請では「裏契約があつて実態は派遣だった。派遣先が請負契約を解除したことで請負労働者全員が解雇された」といった

実態、公務労働の現場では正規職員を削減するために業務委託が拡大されているが、「運転手として派遣先である役所から業務の指揮命令を受けて

一年以上も働いている。けれど派遣先の雇用を求めることができない。役所だから任用が壁になつ

介護報酬の引下げは認めない! 「ケアワーカー現場の声集会」でアピール

昨年二月三〇日(土)夜、「介護報酬の引き下げは認めない!ケアワーカー現場の声集会」が東京飯田橋のシニアワーク

東京で開かれ、一〇〇人を超えるヘルパーやケアマネージャーらが参加した。主催は、介護・福祉ユニオンネットワークと

労供労組協でつくる介護ユニオン連絡会。来賓挨拶のあと、厚生労働省の審議会での討議の問題点について、介護

ている」といった問題も指摘されました。偽装請負・違法派遣によって、雇用の責任と雇用の安定性、人間らしく働

き生活できる賃金が失われてきている現実が広がっています。最後に集会決議が満場一致で採択されました。

派遣労働ネットワークでは、これを基に厚生労働省に要請をおこなっていく予定です。(報告:NPO派遣労働ネットワーク事務局 本間)

ユニオン連絡会の林丘事務局長は、四〇%以上の介護事業者が加入している日本在宅サービス事業者協会のデータを引用しながら、ヘルパーの賃金と介護報酬について三つの問題点を指摘した。

介護報酬の単価が低すぎる(平均一八六七円) 単価の格差が大きい(四〇二〇円から一五三〇円) 介護報酬全体の中でヘルパーの賃金の占める割合が五割以下であ

り、厚生労働省は現在の三つの介護区分を二つにすることを検討しているが、この区分変更によって実質的に介護報酬が引き下げられることになる。

また、ケアマネージャーの月間介護報酬は平均三六万円で、管理費や社会労働保険を除くと月例賃金は二一六千円。キ



労供労組協
第二〇回総会案内
労供労組協の第二〇回総会を左記の日程で開催します。加盟組合の参加をお願いします。
日時 二〇〇三年三月三日(月)午後四時から(総会後、交流会を予定しています)
会場 タブレット根岸五階・新運輸会議室(JR鶯谷駅北口徒歩三分)

パーソンであるケアマネジャーはあまりにも低賃金である。現在の管理費では事務所代や事務員の賃金がでない。そのため特定の訪問介護事業に従属して、その事業者の営業パーソンにならざるを得ないという状況にあると指摘した。

林事務局長の報告のあと、現場で働くヘルパーやケアマネジャーらが発言しました。

ヘルパーは、「低賃金で生活ができない。夜勤の仮眠時間をカットされる」、「介護している老人から逆に励まされるようなこともある」などケアワーカーの労働実態や生き甲斐などが語られた。また、アサインをしている人は「利用者とのコミュニケーションがとりわけ重要である」と述べた。ケアマネジャーからは、

「要介護度によって報酬が違うのは問題。ケアマネジメントは介護に入る前が重要で、一ヶ月で見れる利用者は50人では多い。もっと少ない人数で成り立つような料金にしてほしい」と述べた。

五人のケアワーカーの発言を受け、介護ユニオン連絡会代表の嶋さんは、「生活できるために年収は少なくとも200万円、介護報酬単価は平均3100円、ケアマネは月三万五千元で月五万円以上の介護報酬をめざそう。そのためにも、ヘルパーの組織化と厚生労働省への要請やマスコミにも働きかけをしよう」とまとめました。

集会の最後に、介護保険制度の見直しにむけて「職業人としてのケアワーカー」の地位確立のためのアピールを採択した。

どうなる労働者派遣法 連合総合労働局次長・磯部さんが講演

労供労組協恒例の秋の学習会が「派遣法改正と供給・派遣」をテーマに、昨年10月27日、28

日の二日間、箱根湯本で開かれ、一二組合一八名が参加しました。

伊藤議長は挨拶で、



「これまで労働者供給事業を『供給・派遣』ということで企業組合を立ち上げ取り組んできた。派遣法改正との関連で今後どうするのか、もう一度原則に立ち帰って見直してみる必要があるのではないか」と述べました。

その後、連合総合労働局次長の磯部行雄さんが「労働者派遣法の行方」と題して講演(別記)。講演後、各労供組合の報告がありました

厚生労働省の「派遣労働総合実態調査」(二〇〇二年一〇月)によれば、

「これまでも労働者供給事業を『供給・派遣』ということで企業組合を立ち上げ取り組んできた。派遣法改正との関連で今後どうするのか、もう一度原則に立ち帰って見直してみる必要があるのではないか」と述べました。

その一方で、派遣先調査では、「人員を迅速に確保でき(四五・一%)、コスト割安(三七%)で、常用労働者の数を抑制できる(二六%)」としており、「派遣の常用代替」は明らかだ。

派遣法は九九年にボジティブリスト方式(専門業務型二六業務)からネガティブリスト方式(適用除外:建設、港湾、警備業、その他)になるなど大きな改正が行われ、三年後の見直しが盛り込まれた。

政府は規制緩和による雇用創出論を背景に派遣事業や職業紹介など労働分野での「特区構想」まで描いており、「許可制から届出制」や「派遣期間の延長」、「物の製造への派遣解禁」、「求職者から手数料徴収の拡大」など職安法や派遣法の制定経緯さえも無視すると

このような中、連合は派遣法の周知徹底や派遣労働者の権利保護のために相談活動などにも取り組んでいる。今回の見直しにあたっては、シンポジウムの開催や構成組織へのヒアリング、派遣労働実態調査を行ってきた。

このような調査・検討を踏まえ、労働法学者や弁護士などの専門家からモアドバイスを受け、雇用による「格差の改善」をはかるため、「派遣先雇用責任の担保」と「均等待遇」措置を基本とした要求原案をまとめた。

今後、「この要求原案に就いて労働政策審議会などで議論していきたい。(お詫び)各労供組合の報告は紙面の都合で省略させていただきます。

昨年八月一五日、敗戦記念日に営業を始めて早くも四ヶ月が経った。営業開始初「テレビニュー」で放映されたり、共同

らくだサービス 奮闘記

らくだサービスは、通信社の配信で、全国各地の新聞(確認できたのは、沖縄、岩手、愛媛)でも報道されたりと、わたしたちの期待を上回る派手な宣伝が出来た。そのお陰で、愛媛県の障害を持ったご家族三組の東京観劇ツアーをお手伝いしたり、お孫さんの結婚式に車椅子で出席する方を乗せていたり、病院や施設以外に生活空間を豊かに広げる手伝いも出来た。そんな時は、お客様とわたしたちの組合員の間に感謝、感激のハートモーが生まれる。まさに他の運輸稼業では味わうことのない労働の喜びである。これからがんばっていききたい。(新運転東京支部・太田武二)

